

第1回門真市立こども発達支援センター指定管理者候補者選定委員会議事録

会議名称	第1回門真市立こども発達支援センター指定管理者候補者選定委員会
開催日時	令和4年5月24日（火）午後4時から午後5時まで
開催場所	門真市役所別館3階第3会議室
出席者	（委員）5人中5人出席 櫻井委員、北岡委員、青木委員、市原委員、南野委員 （事務局） こども部：寺西次長 こども政策課：美馬課長、小西課長補佐、中脇副参事 こども発達支援センター：白川センター長、西口センター長補佐、佐喜眞センター長補佐
案件	(1) 委員の紹介 (2) 委員長・副委員長の選出 (3) 諮問 (4) 会議の公開・非公開 (5) 会議録について (6) 募集要項（案）について (7) 業務仕様書（案）について (8) 様式集（案）について

【事務局】

定刻となりましたので、ただ今より、第1回門真市立こども発達支援センター指定管理者候補者選定委員会を開催させていただきます。本日は、皆さま大変お忙しいところ、ご出席賜り誠にありがとうございます。

本日は、委員5名中、5名の出席をいただいておりますことをご報告申し上げます。

開会に先立ちましてお手元の資料の確認をさせていただきます。上から順に確認をお願いします。

まず次第でございます。

- ・資料1 座席表
- ・資料2 委員名簿
- ・資料3 門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則
- ・資料4 審議会等の会議の公開に関する指針

- ・資料5 門真市情報公開条例（一部抜粋）
- ・資料6 指定管理者募集要項（案）
- ・資料7 指定管理者業務仕様書（案）
- ・資料8 指定管理者様式集（案）

委嘱状につきましては、本来であれば委員の就任を了解いただいた際にお渡しさせていただくべきところですが、大変遅くなりましたがお手元に配布させていただきます。ご了承ください。

資料に不足等はありませんでしょうか。

それでは、開会にあたりまして、宮本市長より一言ご挨拶を申し上げます。

#### 【市長】

みなさん、こんにちは。門真市立こども発達支援センター指定管理者候補者選定委員会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

平素は、市政各般、とりわけ子どもに関わる様々なご尽力をいただいていることを心から感謝申し上げます。また、委員の皆様には、ご多忙の中、本委員会の委員をご快諾いただき、心から御礼申し上げる次第です。

私どものこども発達支援センターは、平成26年4月に開設され、8年が経過しました。こども達におかれる様々な環境の変化というのは、ご案内の通りでありまして、とりわけ障がいをもっていたり、また、昨今発達障がいであったり、様々な観点でこども達との関わりをしっかりと早い段階から療育を受けることが非常に重要であります。私自身、府議会に所属している頃に、発達支援に関してPTを立ち上げまして、当時、佐賀県の服巻智子（はらまきともこ）さんという発達障がいを専門にされている先生のところにお伺いして、先進的な事例などに触れさせていただきました。その中で幼い段階で早期に発見し、その子に応じた療育を受けることによって、こども達の将来の可能性もずいぶん変わっていくとお聞きしました。就労に関する支援も、その子の適正に応じた仕事との関わり方を親と理解し合うことが大切であるとのことでした。

大阪府においては、10年くらい前の話にはなりますが、幼少期から就職期までの切れ目のないシームレスな支援をどうするか、親の関わり方の大切さ、親の理解を得ることが大切になっております。そういった意味でセンターとしては専門性が求められるようになってきました。本市におきましては、民間と共同でサービスの充実をはかっていっていただきたいと思います。こども達が将来安心して自分の力で自立して生活できる環境づくりを目指して努めてまいりたいと思いますので、よろしくご挨拶申し上げます、私からのご挨拶とさせていただきます。

### 【事務局】

それでは、議題1の「委員の紹介」に入ります。本委員会の構成委員につきましては、資料2の「委員名簿」をご覧くださいながら、各委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

関西福祉科学大学 大学院 心理科学部 心理科学学科 教授（公認心理師・臨床心理士）の 櫻井 秀雄 委員でございます。

公認会計士・税理士の 北岡 慎太郎 委員でございます。

門真市社会福祉協議会事務局長の 市原 昌亮 委員でございます。

大阪府立守口支援学校校長の 青木 康子 委員でございます。

門真市こども部長の 南野 晃久 委員でございます。

続きまして事務局の職員の紹介をさせていただきます。

こども部次長の寺西でございます。こども政策課長の美馬でございます。こども発達支援センター長の白川でございます。こども政策課課長補佐の小西でございます。こども発達支援センター長補佐の佐喜眞でございます。同じく西口でございます。最後に本日の司会進行をさせていただきますこども政策課副参事の中脇と申します。

皆さまどうぞよろしくお願いたします。

本日の委員会につきましては、議事録を作成するため、録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。

それでは、議題2の「委員長・副委員長の選出」に移らせていただきます。お手元の資料3「門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則」第9条の2において、「委員長及び副委員長は、委員の互選により定める」と規定されておりますが、選出方法についてはどのようにいたしましょうか。

### 【委員】

もともと門真市には障がいを持った児童が通う施設として「さつき園くすのき園」がありまして、そこから今のこども発達支援センターを整備するための検討委員会で会長を務められた櫻井委員を委員長に推薦したいと思います。また副委員長には、門真市立公民館や門真市民プラザの指定管理者選定委員会でも委員を務められており、財務内容の精査に精通され、また施設の管理運営について専門的な知識を有する北岡委員を推薦したいと思います。

### 【事務局】

ただいま、委員より委員長に櫻井委員、副委員長に北岡委員と推薦をい

いただきましたが、皆様いかがでしょうか。

《異議なし》

異議なしとのお声をいただきましたので、委員長には櫻井委員、副委員長には北岡委員にお願いしたいと存じます。

櫻井委員長、北岡副委員長におかれましては、お席の移動をお願いいたします。

(委員長・副委員長が席の移動)

【事務局】

本委員会の委員長及び副委員長が決定されましたことに伴い、代表して委員長に就任にあたりましてのご挨拶をお願いいたします。

【委員長】

誠に僭越ではございますが、委員長を受け賜りました櫻井でございます。指定管理者候補者の選定に当たり、北岡副委員長とともに重責を果たして参りたいと存じます。

皆様には、積極的なご発言とともに円滑な議事運営にご協力賜わり進めてまいりたいと考えております。

誠に簡単ではございますが、就任に際しましての挨拶といたします。

【事務局】

ありがとうございました。それでは、議題3の「諮問」に入らせていただきます。宮本市長より櫻井委員長へ諮問させていただきます。よろしくお願いいたします。

【市長】

門真市立こども発達支援センター指定管理者候補者選定委員会委員長 様、門真市立こども発達支援センターに係る指定管理者の候補者の選定をするにつき、貴委員会の意見を求めます。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございました。なお、宮本市長につきましては、公務のためここで退席させていただきます。

《諮問書の写し配付》

それではこれからの議事運営については、委員長にお願いしたいと存じます。  
櫻井委員長よろしくお願ひいたします。

【委員長】

それでは案件に入っていきたいと思ひます。議題4「会議の公開・非公開について」を事務局より説明をお願ひします。

【事務局】

本市におきましては、お手元の資料4「審議会等の会議の公開に関する指針」第3条において、審議会等の会議は公開するものとされていますが、本委員会の議事につきましては、その内容の多くが資料5「門真市情報公開条例」第6条に規定する「開示することにより当該法人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの」となっており、不開示情報に該当することから、事務局としましては非公開とすることが適当であると考えております。このことについて、ご検討をお願ひします。

【委員長】

事務局から今回の委員会については、非公開とすることが適当であるとの提案がございましたが、何かご意見はありますでしょうか。

(異議なし)

ご異議が無いようですので、本委員会につきましては事務局の提案のとおり非公開とします。

続きまして議題5「会議録」について、事務局より説明をお願ひします。

【事務局】

本委員会での会議録につきましては、「門真市情報公開条例」第6条各号に掲げる不開示情報に該当する情報について十分に配慮した上、全文筆記で作成し、審議会等の会議の公開に関する指針第8条の規定により、各回の選定委員会終了後、2週間以内に会議の内容を簡潔にまとめた要旨を公表します。また、第3回選定委員会終了後については、第1回から第3回までの会議録を併せて公表します。以上でございます。

【委員長】

ただいま、事務局より会議録の作成や公表について説明がございましたが、

何かご意見はありますでしょうか。

(異議なし)

ご異議が無いようですので、本委員会につきましては、選定委員会終了後、2週間以内に会議の要旨を公表することとし、第3回選定委員会終了後については、第1回から第3回までの会議録を併せて公表することとします。続きまして議題6 募集要項(案)について、事務局より説明をお願いします。

#### 【事務局】

それではまず、こども発達支援センターの指定管理者制度導入に至った経緯についてご説明させていただきます。

平成26年にセンターが開設以来、療育を必要とする児童やその家族を取り巻く生活環境の多様化に伴い、センターに求められる保護者のニーズもより高度な療育の提供や療育時間の延長等のサービスの充実が求められるようになりました。その中でセンターでは療育という専門的知識や技術が必要とされる特殊性を持った職場であることから、配属されたもののモチベーションが維持できない職員もいることや人事異動の際に知識や技術が継承できないなどといった課題があることから、センターの今後の在り方を検討するため、本市の課長級で構成する「門真市立こども発達支援センター在り方検討委員会」を設置し、報告書を作成しました。その報告書において指定管理者制度を導入することで、現状のセンターの予算内で療育時間の延長や新規事業の実施などサービスの向上を図ることが可能となるなど、保護者ニーズに対応することが見込まれることに加え、民間事業者が持つ高度な専門知識や経験を継続的・安定的に支援体制に活かすことができることから、指定管理者制度を導入することとなっております。

なお、指定管理者制度導入については、現在のセンターで実施しているサービス等を基本的に継続したうえで、新たな事業を実施することや指定管理者に移行する際の職員の入れ替わりなどにより児童や保護者が不安を抱かないよう配慮することとしております。

それでは、募集要項(案)について説明させていただきますが、事前にお配りさせていただいた募集要項(案)から少し内容の変更を行っている点がございますので、適宜ご説明させていただきます。

では、お手元の資料6の「募集要項(案)」の1ページ、「1 目的」をご覧ください。目的については、先程説明させていただいた指定管理者制度導入の経緯を踏まえ、障がい児の福祉向上に寄与し、市民のニーズに的確に答え、より質の高い療育の提供と施設運営を行うため、指定管理者による管理運営とする

ものです。

「2 施設の概要」をご覧ください。(1)、(2)はセンターの名称・所在地となっており、(3)の開館時間や(5)の事業・定員はセンターを指定管理者が管理運営する場合の時間などとなっています。現在は午前 10 時となっていますが、指定管理導入後は保護者の希望により、午前 8 時 30 分から午前 10 時までを預かり時間として延長し、また、必須の新規事業として、居宅訪問型児童発達支援事業や計画相談支援事業を追加しており、これらについては事業計画書において提案することで追加・変更することが可能となっています。(4)の指定管理期間は、指定管理者候補者が決定した後の門真市議会の議決を経て決定されるため、現時点では予定となります。

続きまして、2ページの「(6)本市の職員配置」をご覧ください。この表は令和4年4月1日現在のセンターの職員配置となっております。

続きまして、3ページでは施設の内容としてセンターの見取図となっており、延床面積の項目を少し詳しく記載させていただいています。

4ページについては、市民プラザの全体図を記載しています。

続きまして、5ページ「3 管理運営業務内容」として、「(1)指定管理者が行う管理運営業務等の範囲」を記載しています。6ページの「(2)本市が行う施設維持管理業務等の範囲」については、現在、センターが入っている門真市民プラザ全体の管理運営を指定管理者に委託していることから、センターの指定管理者制度移行後もこれまでと同様に施設等維持管理に関する業務については、本市が直接門真市民プラザの指定管理者に委託します。なお、「建築物法定点検業務」が抜けていましたので、表の施設等維持管理業務に項目を追記しております。

続きまして、7ページ「(3)業務の再委託の制限」につきましては、上から6行目から7行目を『「第2章 応募 1 応募資格(3)の①から⑨まで」の要件をすべて満たしている必要があります。』と修正しており、指定管理者は、業務の全部又は一部を第三者に委託又は請け負わせることができませんが、事前に本市の承諾を得ることで再委託ができる業務として、表に記載しております。また、その下に参考として、令和元年度と2年度の本市が委託している実績等を記載していましたが、※印の電気代の記載が抜けておりましたので、追記しております。

8ページ「(4)自主事業」については、指定管理者が自主事業として企画する場合は、事業計画書で提案することになっています。「(5)本市と指定管理者の業務分担及びリスク分担」については、業務分担表と9ページのリスク分担表に記載のとおりとなっています。

10ページ「4 管理運営経費」の「(1)指定管理料の上限」については、見積

内容を一部変更したことから、5年間の指定管理料の総額を約3,900万円程度減額した8億6,172万円としており、また、年度ごとの指定管理料を追記しております。その中で令和6年度の金額については、指定管理者に移行する際の初期経費等が加算されているため他の年度と比べて少し高くなっております。(2)～(9)については、記載のとおりとなっております。

11 ページ「5 管理運営の基準」については、関係法令の遵守や守秘義務、情報公開など(1)～(7)に記載のとおりとなっております。

12 ページ「6 事業計画書」については、障がい児支援に対する基本姿勢や児童の特性に応じた支援の実施などが記載されており、応募する団体等には、この内容について事業計画書を作成し、提出してもらいます。

13 ページ「7 業務報告書」、14 ページ「8 指定管理者に対する業務報告の聴取等」、「9 業務の継続が困難になった場合の措置」、「10 業務の引継、原状回復等」については、記載のとおりとなっております。

15 ページ「第2章 応募」として「1 応募資格」、「2 留意事項」を記載しております。

17 ページ「第3章 募集手続等」として、「1 募集の手続」で募集要項の配付期間や現地説明会、応募受付期間、提出書類などについて記載しております。

19 ページ「2 指定管理者の募集及びスケジュール」として日程や内容を記載しております。

20 ページ「第4章 審査・選定」として「1 選定委員会及びプレゼンテーション・ヒアリング」に記載されているとおり、第2回の指定管理者候補者選定委員会において、一次審査として団体等から提出された事業計画書の内容を審査して頂き、点数が高い3事業者程度を二次審査の対象とさせていただきます。二次審査については、第3回指定管理者候補者選定委員会において、事業計画書の「基本姿勢」「児童の特性に応じた支援の実施」「事業実施の人員体制」について、団体等によるプレゼンテーションやヒアリングにより審査を行って頂き、その二次審査の点数と一次審査の点数の合計点で一番点数が高い団体等を指定管理候補者とさせていただきます。

21 ページに「2 評価基準」として一次審査の評価の視点や配点などについての基準表を記載しております。

23 ページ「3 選定後の流れ」として、選定結果から指定管理者の指定までが記載されております。

24 ページ「第5章 モニタリング等」として、毎年度実施するモニタリングや実績評価について記載しております。募集要項(案)についての説明は以上でございます。

【委員長】

ただいま募集要項（案）について、事務局より説明がありました。何かご質問やご意見などはありますか。

（質疑）

【委員】

7ページですけれども、7ページの真ん中の表の参考というところの1行目の通園バス運行管理業務委託料が令和元年度800万円に対して令和2年度1,200万円ということで約1.5倍となっています。

その下の通園バス借上料 令和元年度220万円に対して令和2年度290万円と約1.3倍になっているのですが、このあたりはなぜですか？

【事務局】

それは、令和元年度までの5年間を前もって債務負担行為として5年契約をしていて、令和2年度から新たに入札をして元年度に入札をした時に、人件費や物件費が上がっているということで急遽その時点で人件費はこれぐらいでないと運営できないということで、ここがちょうど切れ目だったので、これだけ金額が上がっている状況になりました。

【委員】

下の通園バス借上料というのはバスの借り上げですか？

【事務局】

そうですね、バスも同じ切れ目だったので。

【委員】

これは人件費と関係ないですね。

【事務局】

これは人件費じゃなくてバス本体も上がっています。

【委員】

はい分かりました。

続いて、18ページ(5)提出書類というのがございまして、その中の①必要書類その中の「ケ 規約、定款、寄附行為及び法人等の財産目録、その他これらに準ずる書類」とありますが、この提出書類の言葉で、ちょっと応募される方

が何を出せばよいのかちょっと分かりにくいのではないかと感じます。  
例えば、他の指定管理の時であれば、はっきり財務諸表の中の貸借対照表とかを明確にいれているときもありましたが、この規約・定款・寄付行為及び法人等の財産目録、その他これらに準ずる書類といった場合に財務諸表にある貸借対照表、損益計算書が果たして出てくるのかなというのが読んでいて気になりました。

財産目録という言葉が地方公共団体の指定管理者によく出てくるのですが、過去門真市さんの他のところでも財産目録といった場合に、応募される事業者さんが財産目録を基本的に普通の一般企業では提出に添付されないものなので、何を提出したらいいのですかとよく質問を受けていると過去聞きましたので、そのときに私が回答しているのが法人税の申告書に勘定科目内訳明細書というものをつけていまして、その法人税の申告書の中の勘定科目内訳明細書というものに預金がどこの銀行にいくらあるのか、売掛金がどこの会社にいくらあるのかということで財産目録に近い内容のものが記載されているので、提出書類ケの書き方として財務諸表（貸借対照表および損益計算書）とか財産目録（法人税申告書勘定科目内訳明細書）と掲げるほうが応募される方が提出するにあたっていいのではないかと思いました。以上です。

【事務局】

ただいまご指摘のあったことについては、再度こちらの方で精査させていただき、また修正等がございましたらご連絡させていただくことでよろしいでしょうか。

【委員】

はい。

【事務局】

それではそうさせていただきます。

【委員長】

募集要項（案）に対するご意見などは以上でよろしいでしょうか。  
では、議題7 業務仕様書（案）について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

それでは引き続きまして、資料7の業務仕様書（案）について、ご説明させて

いただきます。

1ページ「1 趣旨」として、指定管理者が行う業務の内容をこの業務仕様書で定める旨が記載されており、「2 指定管理者が行う運営の基本的な考え方」では、指定管理者が管理運営を実施するときの留意点などが記載されております。

2ページから4ページ上段までの「3 施設の概要」「4 事業・定員」「5 本市の職員配置」「6 指定管理期間」については、募集要項と同様の内容が記載されております。

4ページから10ページまでにかけて「7 センターの業務」として、令和4年6月にセンターで実施している業務内容や新規事業として指定管理者が必ず実施しないといけない業務などについて個別に記載されており、指定管理者はセンターで実施している業務について、その業務内容を下回ることはできなくなっております。

なお、事前に業務仕様書をお渡しさせていただきましたが、5ページの「放課後等デイサービス事業」のセンターの対象年齢が「6歳～10歳」を「6歳～12歳」に変更しております。同じく5ページの「保育所等訪問支援事業」のセンターのスタッフに「公認心理師」を追記しております。6ページの「保育所等発達支援事業」のセンターの実績を「実利用園児数319人、施設数29園、延べ巡回数158回」に変更しております。7ページの「障がい児発達相談支援事業」のセンターのスタッフに「公認心理師」を追記しております。8ページの「にじいろクラブ及び同窓会」から10ページの「保護者交流会」までの少し太文字で記載させていただいている業務については、よりセンターで実施している業務を分かりやすくするために、追記させていただきましたので、ご確認いただきたいと思います。

《追記している部分を見てもらうために少し時間を置く》

よろしいでしょうか。それでは、11ページから12ページにかけて、「8 センターの事務」として利用料金の請求や保険の加入について記載されており、保険の種類・金額については、現在のセンター及び本市で加入している保険内容となっております。

13ページから15ページ上段までの「9 管理運営業務内容」については、募集要項と同じ内容となっております。

15ページから17ページ上段までの「10 自主事業」「11 物品の管理等」「12 管理運営業務の報告等」「13 個人情報保護・情報公開」については、募集要項の内容より少し詳しく記載しております。

17ページ「14 防災・安全対策の実施」については、防災計画や防災対策マ

マニュアルの作成や事故に対する応急措置などについて記載しており、「15 損害賠償」と18ページ「16 不可抗力」については、故意または過失による損害の賠償や不可抗力の場合の損害に対する措置などについて記載しております。

「17 経費等」については、指定管理料の支払い時期や経理について記載しております。

19ページ「18 実地調査」については、本市が行う指定管理者の業務及び経理の状況調査について記載し、「19 業務を実施するに当たっての留意事項」については、業務を円滑に実施するための留意事項を記載しております。

20ページ「20 指定の取消し等に係る業務規定」については、指定管理者が本市の求める調査や指示に従わないときは、指定の取消し等を行ったうえで、第2・第3順位の団体等と次期指定管理者としての協議を行う旨を記載しており、「21 指定期間満了者等の事務引継ぎ」については、指定期間が満了した場合は、次期指定管理者が円滑に管理運営を実施できるように引継ぎを行うこと、「22 協議」については、業務を実施するうえで、必要な詳細事項は本市と指定管理者が協議を行い、決定することが記載されています。業務仕様書（案）の説明は以上です。

【委員長】

ただいま業務仕様書（案）について、事務局より説明がありましたが、何かご質問やご意見などはありますか。

（質疑）

【委員長】

ちょっと教えていただきたいです。

3ページの本市の職員配置はセンターの現状がこうなっているのということなのですかね、例えば臨床心理士3人と公認心理師1人と書いてあったので後で公認心理師が追記されているのはたぶん新しく資格ができたものでつけられた。これは臨床心理士さん公認心理師1というのは今の状態がそうだからですか。それで例えば公認心理師1をキープしなければ臨床心理士3をキープしなければいけないのかという意味なのかその辺をちょっと教えていただいていますか。

【事務局】

現状は臨床心理士と公認心理師を持っているものが3人とプラス公認心理師のみを持っている職員が1人いるという配置になっています。ただ指定管理にな

った後に関しましては、基本この人数をそろえていただければ今の業務は同じように続けていただくということができると考えています。それ以外にも相談業務とかありますので、ここの心理士の枠の中でどちらの職員の人数が変わっても業務は継続していただけると考えております。

【委員長】

今の臨床心理士が3名、公認心理師だけが1名ということですから臨床心理士もしくは公認心理師の資格を有する者が4名ということですね。

【事務局】

そうですね。常勤非常勤はあるのですが。

【委員長】

それは、2・2になったりしても大丈夫ですということですよ。

【事務局】

そうですね

【委員長】

その方が安全だと思います。ありがとうございます。

【事務局】

ただ今の事務局としての回答で少し補足させていただきます。

5の本市の職員配置では申し上げた通り、今現在のセンターにいる職員の数でございます。

次の7番のセンターの業務というところでそれぞれ業務内容を書かせていただいておりますが、ここに書いているセンターがやっているサービスを指定管理者は下回ってはいけません。それに対して職員がどれだけいるか指定管理者の方が定めてもらうために、現状今のセンターではこの人数で運営を回している形で記載させていただいております。

【委員長】

ということは必ずしも踏襲するわけではないということですね。

【事務局】

そうですね。例えば園児と保育士の数が法律上は4対1となっているのです

が、今のセンターは3対1で回しておりまして、園児3人に対して保育士1人というのはサービスとして上回ってください。必ず3対1でやってくださいねという形になります。

【委員長】

となると人員配置は指定管理の裁量に任せるとしても、先ほど申しましたように自分が資格を持っており、養成している人間の一人なので臨床心理士3人・公認心理師1人で4名を下回ることなく、配分は流動的に事業所に任せるという理解でよろしいですか。

【事務局】大丈夫です。

【委員長】

ありがとうございます。分かりました。

業務仕様書（案）に対するご意見などは以上でよろしいでしょうか。では、議題8様式集（案）について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

それでは、続きまして資料8の様式集（案）について、ご説明させていただきます。

様式第1号「現地説明会参加申込書」については、現地説明会の参加が応募資格の必須条件となっており、7月13日に実施します。

様式第2号「質問票」については、7月14日から7月22日まで受付をし、8月3日に本市ホームページにて全ての質問に対する回答を掲載し、その内容については、募集要項等と同等の効力を有するものとします。

様式第3号「指定管理者指定申請書」、様式第4号「申請者の概要書」、様式第5号「誓約書」については、記載のとおりです。様式第6号「事業計画書」については、その内容をもって評価基準により一次審査の点数が決まります。

様式第7号「共同事業体構成団体一覧表」と様式第8号「共同事業体協定書及び委任状」については、複数の法人がグループを構成して応募する際に必要となります。様式集（案）の説明は以上となります。

【委員長】

ただいま様式集（案）について、事務局より説明がありました。何かご質問やご意見などはありますか。

(質疑)

【委員】

様式第6号の事業計画書の下の2団体の状況(1)財務状況についてですけど、この表の一番下の類型損益のいうところの累計の漢字が間違っていると思います。

【事務局】

訂正させていただきます。

【委員】

それ以外もうちょっと大きな点で言いますと、総収入、総支出とで上に書いているのですが、おそらく、それが次のページの収支計画についてのところの収入合計と支出合計というものに対応して記載されていると思いますが、ただ応募される団体の方が総収入、総支出といった場合に分かるのかなと、ここの2番の団体の状況の財務状況について、たぶん会社の財務内容の意味で書かれているならば先ほど損益計算書といいましたが、そののいっているところの損益計算書に該当するのであれば売上高とかと書かれた方がわかりやすいと思います。たぶんここで言っている総支出というのが右の表と照らすと、人件費と管理費に該当すると思うので一般的には総支出で右の表と見比べると財務諸表の損益計算書でいえば売上原価プラス販売費および一般管理費のことを総支出といっているのではと思います。

3つ目の当期損益というのは損益計算書でいえば当期純利益か当期純損益と書かれるほうがわかりやすいのではと思います。

累計損益のところでは最初に漢字を変えてくださいといいましたが、たぶん累計損益では企業さんがピンとこないのかなと、財務諸表で言いますと、貸借対照表の純資産のところには繰越利益と書かれた方がわかりやすいと思います。

そういう点も含めると、募集要項18ページの提出書類で貸借対照表と損益計算書を出してくださいと書かれた方がわかりやすいと思います。それが、この様式の財務状況に一致しているというので、事前に確認できますので、わかりやすいと思います。売上高・売上原価・販売費および一般管理費・当期純損益・繰越利益と書いた方がわかりやすいと思います。提出書類の方に何年分と書いていませので、ここと合わせるのであれば、過去3年分と書いておくべきだと思います。以上です。

【事務局】

ただいまご指摘あった点については、こちらで精査しまして、副委員長にご確認していただいて、各委員の皆さまにお示しするというところでよろしいでしょうか。

【委員】

はい。

【委員長】

様式集（案）に対するご意見などは以上でよろしいでしょうか。それでは、議題9その他について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

本日、ご意見ご指摘などのあった内容などについては、早急に修正等を行い、修正後の募集要項・業務仕様書等を委員の皆様にも再度ご確認ください。6月20日より指定管理者の募集に係る募集要項などの配布を実施させていただきます。第2回指定管理者候補者選定委員会は9月27日（火）午後1時から本日と同じ市役所別館3階第3会議室にて開催させていただきます。一次審査である書面審査をお願いいたします。以上でございます。

【委員長】

その他、何か事務局に聞きたいことありますか。

【委員】

すみません、募集要項（案）の時に確認すべきことだったと思いますが、23ページに次点の候補者もホームページに掲載しますと書かれています。門真市は従来この方法で載せているのですか。次点というと落ちてしまったというイメージがあるのですが、いかがでしょうか？

【事務局】

只今のご質問なのですが、従来でありまして、次点の候補者は他の選定に際しても載せております。それにならって公表します。よろしく申し上げます。

【委員長】

21 ページの募集要項の採点基準は厚労省にならっているということでよろしいでしょうか。児童の特性に応じた支援の実施の配分が110点となっており、半分近くを占めているのはいいと思います。価格点はどんな計算をされるでしょうか。

【事務局】

ただいまご質問いただいた採点基準ですが、これについては、各市の採点内容を精査しまして作成しました。厚労省の分は参考にはしておりません。価格点としては、上限額というところで、一番低い価格と当該団体の提案価格を割合として算出します。第一次審査の合計250点と第二次審査の合計150点合わせて400点のうちの30点なので、そんなに比率を占めているわけでもないと思います。

【委員長】

それともう1点ございますが、仕様書の事業のところですが、9ページ～新たに追記された部分は、色々なメニューがあってよいと思いますが、音楽療法の中で担当が音楽療法士となっておりますが、市の配置の中で音楽療法士というのが見えてきませんが、新たに指定管理になった時に採用する必要があるということでしょうか。あと、もう1点、次のページの発達検査についてですが、18歳までになると、知能検査になると思うので、発達検査等の心理検査の実施としておいた方がよいと思います。音楽療法士は雇われるということでしょうか。

【事務局】

現状ですと、募集要項の7ページを見ていただくと、(3)の再委託ができる業務として、音楽療法業務を挙げており、参考までに令和元年度と令和2年度の委託料を載せております。委託という形をとって音楽療法をしていただいております。市の職員としては、音楽療法士はおりません。

【委員長】

検査の箇所はいかがでしょうか。

【事務局】

検査の箇所は検討させていただきます。0歳から小学生までの検査を実施している状態ですが、センターとしては、18歳までを対象としているので、児童

に応じた検査を行っています。

【委員長】

相談業務も 18 歳までが対象になるのでしょうか。

【事務局】

対象になります。数は少ないですけど対象になります。

【委員長】

私自身くすのきさつき園におりまして、18 歳までを対象とすべきですと意見申しました。思春期・青年期になってくると、同世代の仲間との支援も必要になってきます。高等学校に進むと、知的障がいを伴っていない発達障がいをお持ちの方の相談が増えてくると思います。普通の中高生なので、いじめ等に繋がってしまう。長期にわたる不登校等も含めて、18 歳までの支援を継続して行っていただきたいと思います。就労を考えた上で、知能検査や発達検査をしておいてほしいという事業所が多いので、高校から大学、その就職という流れになっていますが、大学で発達障がいがある学生の就職支援が大変になってきており、その時点ではもう遅いことが多いです。ある程度高校の時に適正を見極めていく必要があるかなと思います。

【委員】

募集要項の 21 ページ評価基準の団体の状況「財務状況について、収支計画について、実施事業の運営実績については私がメインでみることになると思います。250 点中配点が少ないかなと思うのですが、配点を変えてくださいという訳ではなくて、採点が終わり次第、意見交換の際に別途、対応する形でよろしいでしょうか。

【事務局】

ただいま副委員長からいただきました意見については、もう一度確認しまして、お返事したいと思います。もう少々お時間いただきますようよろしくお願いいたします。

【委員長】

無いようでしたらこれもちまして、第 1 回門真市立こども発達支援センター指定管理者候補者選定委員会を閉会します。皆様、活発なご審議ありがとうございました。次回もよろしくお願いいたします。